

南加賀広域圏事務組合告示第 3 号

南加賀広域圏事務組合広域観光連携事業費補助金交付要綱を次のように公表する。

平成27年6月1日

南加賀広域圏事務組合  
管理者 和田 慎 司

○南加賀広域圏事務組合広域観光連携事業費補助金交付要綱

別紙のとおり

## 南加賀広域圏事務組合広域観光連携事業費補助金交付要綱

平成27年6月1日

要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、南加賀広域圏事務組合補助金交付規則（平成12年規則第3号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、南加賀広域圏事務組合広域観光連携事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(交付の対象)

第2条 交付規則第2条に規定する補助金の交付の対象となる者は、広域観光連携事業の実行委員会とする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、南加賀広域圏事務組合管理者が定めるものとする。

附 則

この告示は、平成27年6月10日から施行する。